

中国独占禁止法の市場支配的地位の濫用に対する規制

国家工商総局競争執法局 処長 楊潔

中国の独占禁止法と国際通例との一致を保ち、事業者の有する市場支配的地位そのものに反対しないが、事業者がその市場支配的地位を濫用して競争を排除、制限する行為を行うことを厳に禁じる。

一、市場支配的地位の認定

1. 市場支配的地位の定義

わが国の独占禁止法第十七条第二項に定める市場支配的地位とは、事業者の関連市場における、商品価格、数量またはその他の取引条件をコントロールできる能力、若しくはその他の事業者の関連市場への参入を阻害または影響を与えることを可能にする能力を有する市場地位をいう。市場支配的地位は、次の特徴を有する。

- (1) 市場支配的地位を有する事業者は、関連市場において相当程度の支配またはコントロール、若しくは競争を排除、制限することを可能にする経済力を有する。
- (2) 市場支配的地位は、一定範囲、すなわち関連市場に存在する。関連市場においてのみ、事業者の経済力の大小を比較かつ分析し、認定することができる。
- (3) 市場支配的地位は、一事業者が有することも、複数の事業者が共同で有することも可能である。

2. 市場支配的地位の認定にあたって根拠とすべき要素

わが国の独占禁止法第十八条には、事業者が有する市場支配的地位の認定にあたって根拠とすべき要素が定められている。

- (1) 当該事業者の関連市場における市場占有率及び関連市場での競争状況。
- (2) 当該事業者の販売市場または原材料購買市場をコントロールする能力。
- (3) 当該事業者の財力及び技術的条件。
- (4) その他の事業者の当該事業者との取引における依存関係及び依存度。
- (5) その他の事業者の関連市場への参入の容易さ。
- (6) 当該事業者の市場支配的地位に関するその他の要素。

3. 市場支配的地位の推定

独占禁止法第十九条第一項には、次の各号の一に該当する場合、事業者が市場支配的地位を有すると推定できると定めている。

- (一) 一事業者の関連市場における占有率が、二分の一に達する場合。
- (二) 二事業者の関連市場における占有率が、合わせて三分の二に達する場合。
- (三) 三事業者の関連市場における占有率が、合わせて四分の三に達する場合。

推定制度を可能な限り科学的かつ厳密な基礎のうえに構築するため、さらにネグリジブルの原則を定めている。すなわち、独占禁止法第十九条第二項の規定、「前項第二項、第三項に定める事項に該当するが、そのうちの市場占有率が十分の一に満たない事業者については、当該事業者は市場支配的地位を有すると推定しないものとする」である。また、市場支配的地位を有すると推定された事業者は、意見陳述及び反論の権利を有することが明確に定められている。すなわち、独占禁止法第十九条第三項の規定、「市場支配的地位を有すると推定された事業者は、市場支配的地位を有しないことを証明する証拠がある場合は、市場支配的地位を有すると推定しないものとする」である。

二、市場支配的地位の濫用行為

中国の独占禁止法は国際通例を参考として、第十七条第一項に、実践において生じやすい市場支配的地位の濫用行為を列挙し、かつ、その禁止を明確に定めている。

1. 不当に高い価格で商品を販売する、または不当に低い価格で商品を購入すること。
2. 正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること。
3. 正当な理由なく、取引相手との取引を拒絶すること。
4. 正当な理由なく、取引相手に対して、当該事業者または当該事業者が指定した事業者のみに限定して取引を行わせること。
5. 正当な理由なく、商品の抱き合わせ販売を行う、または取引の際にその他の不合理な取引条件を付加すること。
6. 正当な理由なく、同一条件の取引相手に対して、価格等の取引条件において差別的取扱いを行うこと。
7. 国務院独占禁止法執行機構が認定した、その他の市場支配的地位を濫用する行為。

三、市場支配的地位の濫用行為に対する法的責任

1. 行政責任

独占禁止法第四十七条では、事業者が本法の規定に違反し、市場支配的地位を濫用した場合は、独占禁止法執行機構は、当該事業者に対して違法行為の停止命令を行い、違法所得を没収し、かつ、前年度の売上高の百分の一以上、百分の十以下の罰金を科すものと定めている。

2. 民事責任

独占禁止法第五十条では、事業者が独占行為を行い、他人に損失を与えた場合は、法に基づき民事責任を負うと定めている。